

教員の時間外在校等時間に関する現状

1 時間外在校等時間の現状

本市における、月別の時間外在校等時間（令和４年度（2022 年度））は、下表のとおりである。

令和4年(2022年度)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数合計		2,656	2,658	2,665	2,665	2,664	2,652	2,664	2,664	2,664	2,664	2,664	2,664
45時間超人数		1,250	1,124	1,285	762	17	907	945	891	706	492	697	828
60時間超人数		704	564	747	270	2	399	452	400	256	137	264	350
80時間超人数		147	119	190	49	0	78	83	64	34	14	30	55
100時間超人数		25	21	30	8	0	14	19	9	8	0	3	11
45時間超割合		47.06%	42.29%	48.22%	28.59%	0.64%	34.20%	35.47%	33.45%	26.50%	18.47%	26.16%	31.08%
60時間超割合		26.51%	21.22%	28.03%	10.13%	0.08%	15.05%	16.97%	15.02%	9.61%	5.14%	9.91%	13.14%
80時間超割合		5.53%	4.48%	7.13%	1.84%	0.00%	2.94%	3.12%	2.40%	1.28%	0.53%	1.13%	2.06%
100時間超割合		0.94%	0.79%	1.13%	0.30%	0.00%	0.53%	0.71%	0.34%	0.30%	0.00%	0.11%	0.41%
時間外在校等時間平均		4月平均	5月平均	6月平均	7月平均	8月平均	9月平均	10月平均	11月平均	12月平均	1月平均	2月平均	3月平均
年間平均	33:08	42:15	40:14	43:21	32:50	8:32	35:32	36:35	35:18	31:31	27:15	31:23	33:19

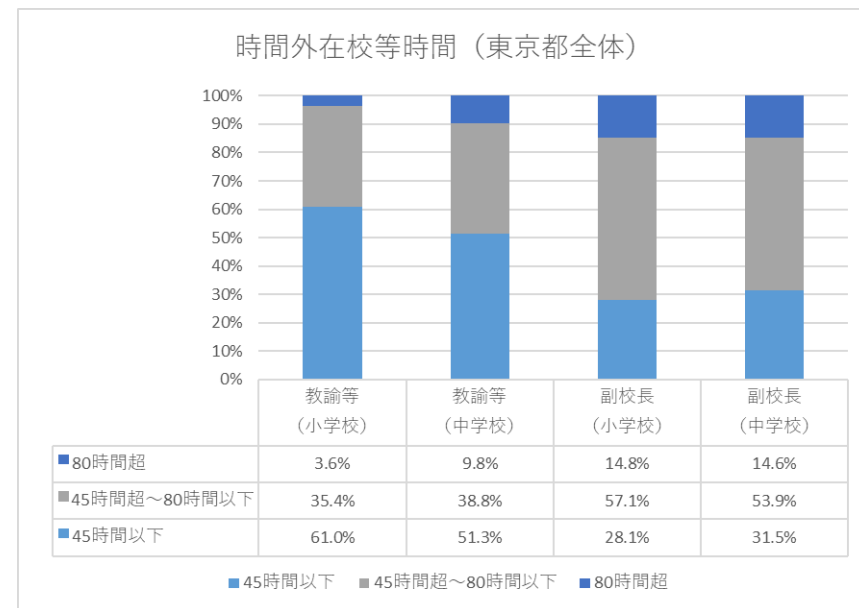
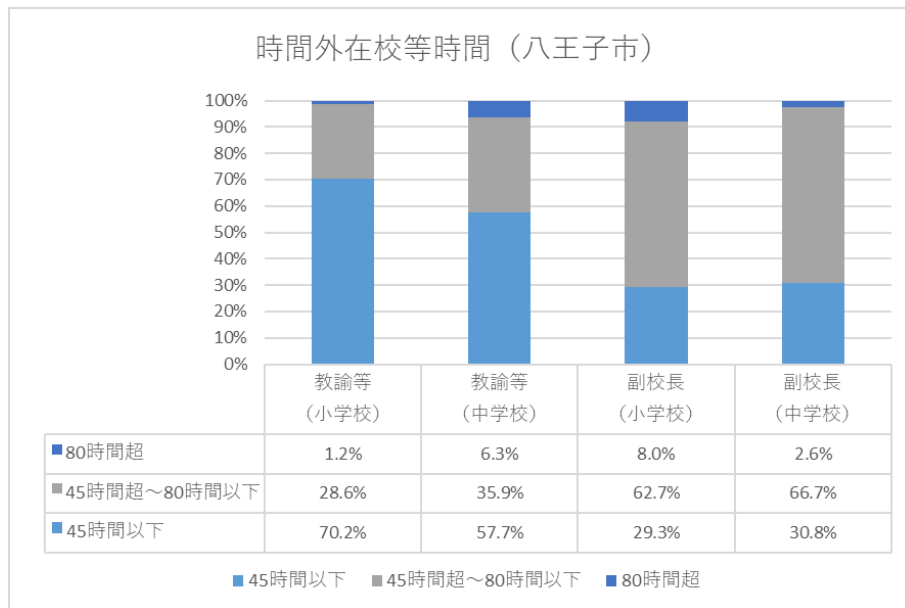
※参考：令和３年度（2021 年度）の時間外在校等時間の年間平均は、33 時間 46 分であった。

★ポイント

- 年度初め、行事等により４～６月の時間外在校等時間が多い。
- １人当たりの月ごとの時間外在校等時間は平均約 33 時間であり、引き続き時間外在校等時間の削減に努める必要がある。

2 東京都全体との比較

本市と東京都全体における時間外在校等時間（令和4年度（2022年度）10月）は、下表のとおりである。
※東京都は時間外在校等時間の分布割合のみ公表しており、平均時間は公表していない。



★ポイント

- 本市における時間外在校等時間が80時間を超える教員の割合は、全ての校種・職種において、東京都全体より低い。
- 本市、東京都全体のいずれにおいても、副校長の時間外在校等時間は最も多くなっている。

教員の人員不足等に関する現状

1 教師不足が生じる構造的要因(全国)

(1) 近年の大量退職に伴う大量採用により 20-30 代の教員が増加し、産休・育休取得教員が急増。特別な支援を要する児童生徒の増加により、予め学級数の見込みを立てにくい特別支援学級が増加。

※公立小中の産育休取得者 H22 : 13,558 人 ⇒ R 3 : 22,709 人

※特別支援教育を受ける生徒数 H23 : 28.5 万人 ⇒ R 3 : 53.9 万人

⇒ 臨時的任用教員(臨時講師)の需要が増加

(2) 臨時的任用教員は従来、教員採用選考に不合格となった者を多く任用していたが、採用枠の拡大等に伴い、既卒受験者の正規教員としての採用が進み、なり手が不足。

(3) 新規学卒での教員採用選考受験者は小学校で横ばい、中高で減少

※新規学卒の受験者(小中高) H25 : 48,110 人 ⇒ R 4 : 39,651 人

⇒ 教職への入職者減少(上記(2)により臨時講師の供給不足も伴う) ⇒ 採用倍率の低下

(令和5年7月13日 文部科学省総合教育政策教育局教育人材政策課「教員不足解消のための教員採用試験の早期化等について」より抜粋、一部追記)

2 教員のなり手不足への対応(東京都)

(1) 東京都教員採用試験の応募者の推移(人数)

年度	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
応募者数 (A)	13,461	12,271	11,346	10,226	9,438	9,465
採用見込者数 (B)	3,445	3,215	2,910	2,640	2,870	3,480
応募倍率 (A/B)	3.9 倍	3.8 倍	3.9 倍	3.9 倍	3.3 倍	2.7 倍

※ 市(指定都市を除く。)町村立の小学校、中学校等の教職員の給与については、市町村立学校職員給与負担法により、都道府県が負担することとされており、任命権は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、都道府県教育委員会に属することとされている。

よって、教員採用試験は任命権を持つ東京都が一括して実施しており、本市では実施していない。

(2) 令和 5 年度(2023 年度) 東京都教員採用試験方法の見直し

ア 大学3年生前倒し選考

採用選考の勉強や教育実習など、多くの準備が求められる4年生の負担を軽減し受験しやすくするため、大学3年生が、一次選考の教職教養と専門教養を受験できる前倒し選考を実施。選考通過者は、翌年度に論文選考を受験し、その合格者について二次選考を実施する。

イ 合格発表の前倒し

合否が早く分かり、受験者が進路決定を早められるよう、例年 10 月中旬に発表していた合格発表を、民間企業の内定式(10/1 以降)より早い、9月下旬に変更する。

ウ 集団面接の廃止

受験者の負担を軽減するため、二次選考(面接)について、集団面接を廃止し、個人面接のみを行う。

エ 社会人特例選考における年齢要件の緩和

民間企業からの転職希望者等が受験しやすくするため、社会人特例選考の年齢要件を 40 歳以上から 25 歳以上に引き下げる。

オ 東京都公立学校正規教員経験者のカムバック採用

途中退職した東京都公立学校正規教員経験者が教育現場に復帰しやすくするため、一次選考を免除するカムバック採用を新設する。

3 八王子市立小・中学校の教員欠員状況

(1) 本市における産休・育休取得者の状況（人数）

区分	令和3年度（2021年度）			令和4年度（2022年度）			令和5年度（2023年度）※7月1日時点		
	産休取得者	育休取得者	取得者計	産休取得者	育休取得者	取得者計	産休取得者	育休取得者	取得者計
小学校	69	124	193	66	118	184	42	88	130
中学校	33	50	83	26	51	77	18	32	50
計	102	174	276	92	169	261	60	120	180

※人数は延べ人数（同一人物が産休に続けて育休を取得した場合、それぞれを1名とカウント、育休中の妊娠により、育休に続けて産休取得の場合もそれぞれ1名とカウント）

(2) 本市における病気休暇・病気休職者の状況（人数）

区分	令和3年度（2021年度）		令和4年度（2022年度）		令和5年度（2023年度）※7月1日時点	
	病休等取得者計	うち精神系疾患	病休等取得者計	うち精神系疾患	病休等取得者計	うち精神系疾患
小学校	68	39	73	41	30	19
中学校	29	15	39	21	14	6
計	97	54	112	62	44	25

※年度間の人数は延べ人数（同一人物が2か年以上の長期での病休等の場合、それぞれの年度で1名とカウント）

4 本市における教員の未配置及び暫定対応の状況

【令和5年（2023年）7月1日時点】

	未配置の理由	教科等	未配置数 (人数)	暫定対応の状況
小学校	年度当初の新規採用教員不足	特別支援教室	1	校内教員による対応、副校長補佐の配置
	年度途中退職者の後補充教員の不足	特別支援学級	1	時間講師の任用による対応
	産休育休代替教員の不足	小学校全科	3	時間講師の任用、校内教員による対応
中学校	産休育休代替教員の不足	国語	1	時間講師の任用、校内教員による対応
	病気退職者の後補充教員の不足	英語	1	少人数指導の解消による対応

※未配置校には、市費会計年度任用職員であるアシスタントティーチャーで教員免許状を保有している者を、臨時的任用教員や時間講師として配置する対応を行なっている。

市の体制（学校人的サポートの状況）

1 学校人的サポートの目的

学校を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、教員に求められている役割が増大する中、教員の長時間労働が課題となっている。そこで、長時間労働を是正し、あわせて教育の質の確保や向上を図るため、教員が行っている各種業務の一部をサポート人材が担っている。

2 学校人的サポートの配置状況

サポート人材は、安全支援、学習支援、校務支援、教員業務など、多岐に渡る分野に配置されている。その任用形態は、ボランティア、会計年度任用職員（アシスタント職、専門職）、委嘱等、様々である。

また、多くのサポート人材の任用において、国や東京都の事業が活用され、国費や都費が財源に充当されている（なお、国費が充当されているものは、文部科学省の事業によるものであり、こども家庭庁による事業はない。）。

これらの学校人的サポートの状況をまとめると、別表のとおりである。

(1)学校に配置（令和5年(2023年)4月1日現在）

番号	区分	名称	業務内容	任用形態	活動日数	人数(実数)	財源	担当部署
1	安全支援	スクールガードリーダー巡回指導員	通学路等の巡回点検を行うほか、学校安全ボランティア等への指導助言を行う。	ボランティア	不定期	16	国（1/3）	地域教育推進課
		学校安全ボランティア	登下校の見守りや、通学路のパトロールを行う。		不定期	3,097	国（1/3）	
		学校授業プール安全管理補助員	プールの授業における安全確保のため担任をサポートする。		不定期	44 ※2	-	学務課
2	学習支援	アシスタントティーチャー	少人数学習や習熟度別学習の際に指導補助を行う。	アシスタント職	週4日又は5日	42	-	教育指導課
		外国籍等児童生徒就学時支援者	母語を理解できる支援者が外国籍等の児童・生徒の就学時に一定期間学校生活をサポートをする。		週19時間以内	7 ※2	国（1/3）	学務課
		小中一貫教育推進講師	義務教育学校において、教科担任制を実施するために配置し、後期課程の該当教科担任が小学校での授業を行う場合に、教科担任に代わり後期課程における該当教科を担当するほか、前期課程の該当教科の指導を担当と合同で行う。	専門職	週4日	1	-	教育指導課
		学校支援ボランティア*	市の「学校支援ボランティア人材バンク」に登録しているボランティアで、授業の補助等を行う。	ボランティア	不定期	2,122 ※3	国（1/3）	地域教育推進課
3	学習支援（図書）	学校司書	学校図書館の運営を支援する。	専門職	週4日	27	-	教育指導課
		学校支援ボランティア*	市の「学校支援ボランティア人材バンク」に登録しているボランティアで、図書館の環境整備や、読み聞かせを行う。	ボランティア	不定期	2,122 ※3	国（1/3）	地域教育推進課
4	特別支援	学校サポーター	通常学級において、特別な支援を必要とする児童・生徒のいる学級をサポートする。	ボランティア	週19時間以内	362	都（1/2）	教育指導課
		特別支援サポーター（固定学級）	固定学級において、特別な支援を必要とする児童・生徒のいる学級をサポートする。		週19時間以内	45	-	
		特別支援ボランティア（全小中対象）	特別な支援が必要な児童・生徒がいる学級の担任をサポートする。		不定期	24	-	
		特別支援学級校外学習付添員	特別支援学級等の校外学習において、安全性を確保するため児童・生徒に付き添う。		不定期	126 ※2	-	
		看護師	医療的ケアが必要な児童・生徒へ支援を行う。	アシスタント職	週5日	1 ※1	国（1/3）	
		支援員（特別支援教育）	身体的配慮や、行動上特別な配慮が必要な児童・生徒への個別支援を行う。		週5日	11	-	
		特別支援学級指導補助員	知的障害固定学級において、学習指導の補助のほか、学級支援全般を行う。		週5日	97	-	
		特別支援教室専門員	校内における連絡・調整等、特別支援教室の運営のサポートを行う。	会計年度任用職員（都）	月16日	109 ※2	都（10/10）	

*学校支援ボランティアは「学習支援」、「学習支援（図書）」、「校務支援」の3区分に分け掲載
人数備考 ※1令和4年度（2022年度）人数（実数） ※2令和4年度（2022年度）人数（延べ数） ※3 3区分（「学習支援」、「学習支援（図書）」、「校務支援」）の登録者数合計を記載

別紙2 別表「学校人的サポートの配置状況」

番号	区分	名称	業務の内容	任用形態	活動日数	人数(実数)	財源	担当部署
5	特別支援 (高尾山学園)	高尾山学園指導補助者	高尾山学園における教員の学習指導の補助を行う。	アシスタント職	週5日	11 ※1	-	教育指導課
		高尾山学園プレイルーム指導員	プレイルームで過ごす児童生徒における指導を行う。	専門職	週4日	1	-	
		心理相談員 (高尾山学園の運営心理相談員)	高尾山学園の相談室においてスクールカウンセラーと協力し相談業務を行う。		週4日	4	-	
		非常勤講師	高尾山学園の指導体制の充実を図るため、児童・生徒への教科・学習指導を行う。		週4日	4	-	
6	校務支援	介助看護師等 (①定期健康診断 ②就学時健康診断)	学校の健康診断及び就学時健康診断の運営補助を行う。	ボランティア	不定期	①292 ②120 ※2	-	教育指導課
		学校コーディネーター (地域学校協働活動推進員)	学校活動支援に関する調整・啓発・情報発信を行う。		不定期	164	国 (1/3)	地域教育推進課
		学校支援ボランティア*	市の「学校支援ボランティア人材バンク」に登録しているボランティアで、花壇管理等の学校の環境整備を行う。	ボランティア	不定期	2,122 ※3	国 (1/3)	地域教育推進課
		スクール・サポート・スタッフ	学習プリント等の印刷、採点業務など、教員の事務補助を行う。	アシスタント職	週5日	158	都 (10/10)	教職員課
		特別非常勤講師 (社会の力活用事業)	社会で活躍する専門的人材で、教員に代わって小学校の外国語活動、体育等の授業を行う。		週3日以内	18 ※1	都 (10/10)	
		副校長補佐	副校長の業務の補佐を行う。		週4日	48	都 (10/10)	
7	部活動支援	部活動指導員	顧問教員に代わり、単独で部活動の引率・指導を行う。	アシスタント職	週19時間以内	10	国 (1/3) 都 (1/3)	学務課
		部活動指導補助員(外部指導員)	顧問教員の監督の下、技術指導や助言を行う。	ボランティア	不定期	201 ※2	国 (1/3)	
8	相談支援	スクールカウンセラー	児童・生徒のカウンセリングや、教職員、保護者への助言等を行う。	会計年度任用職員 (都)	年間38日又は 76日	116	都 (10/10)	教育指導課
		支援員 (学校と家庭の連携推進事業)	不登校児童等の登校時の家庭訪問のほか、児童・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた直接的な取組及び児童・生徒やその保護者への相談・助言等を行う。	委嘱	週4日	61 ※1	国 (1/3)	
		スーパーバイザー (学校と家庭の連携推進事業)	児童・生徒の問題行動に対し、支援員への助言・支援及び児童・生徒への直接的な指導等を行う。		不定期	11 ※1	国 (1/3)	
		学校心理士スーパーバイザー	児童・生徒の問題行動に対し、学校心理学の専門知識・技能を活用してスクールカウンセラー等に指導を行う。		年間24回	5	-	
		スクールロイヤー	学校運営等の法的な問題に、法律の専門的見地から必要な指導・助言等を行う。	委託	不定期	3	-	教育総務課
9	登校支援	スクールソーシャルワーカー	不登校やいじめ問題に対し福祉の専門的な立場から子どもの環境改善を支援する。	専門職	週4日	14	国 (1/3)	教育指導課
10	その他	学校運営協議会委員	学校運営や、運営に関する必要な支援について協議を行う。	委嘱	不定期	945	-	地域教育推進課

*学校支援ボランティアは「学習支援」、「学習支援（図書）」、「校務支援」の3区分に分け掲載
人数備考 ※1令和4年度（2022年度）人数（実数） ※2令和4年度（2022年度）人数（延べ数） ※3 3区分（「学習支援」、「学習支援（図書）」、「校務支援」）の登録者数合計を記載

(2)教育センターに配置(令和5年(2023年)4月1日現在)

番号	区分	名称	業務の内容	任用形態	勤務日数	人数(実数)	財源	担当部署
1	特別支援	就学相談員	都立特別支援学校や、市立学校の特別支援学級・特別支援教室に関する入学や転学の相談を行う。	専門職	週4日	5	-	教育指導課
		心理相談員 (特別支援教育・教育相談・登校支援ネットワーク)	児童・生徒、教員、保護者等に対し、教育に関する心理相談を行う。		週4日	14	-	
		特別支援専門相談員	学校を巡回し、特別支援に関する相談業務等を行い専門的立場から教員へ助言を行う。		週4日	2	-	
2	校務支援	学校支援員 (端末等管理)	GIGA端末の操作支援や障害対応など教育ネットワークの運用支援を行う。	専門職	週4日	4	-	
3	学習支援(図書)	学校図書館サポートセンター専門員	学校図書館活動全般に関する総合的な支援を行う。	専門職	週4日	2	-	

「八王子市立小・中学校における働き方改革推進プラン」の取組状況について

1 「八王子市立小・中学校における働き方改革推進プラン」について

(1) 策定の経緯

学校を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、学校に求められる役割が拡大する中、教員の長時間労働が課題となっている。こうした状況の下、長時間労働を改善し、教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持・向上を図るため、平成 30 年（2018 年）8 月に「八王子市立小・中学校における働き方改革推進プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、プランに掲げる各取組を着実に推進していくこととした。

(2) 取組の方向性

プランにおいて、以下の 4 点を「取組の方向性」として設定し、各具体的な取組を総合的に進めていくこととした。

- ア 教員業務等の見直しと業務改善の推進
- イ 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
- ウ 学校を支える人員体制の確保
- エ 安全衛生の推進

(3) 評価

令和 2 年（2020 年）3 月に第 3 次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定し、施策の 1 つに「学校における働き方改革の推進」を位置付けた。これに伴い、プランにおける具体的取組についても、本施策の中に位置づけ、その取組状況を外部委員の意見も踏まえ、評価している。

2 プランの取組状況について

プランに設定した4つの「取組の方向性」における、具体的取組の状況は別表のとおり。

本プランの5年間の取組状況は、短期区分、中長期区分ともに概ね実施済であり、一部継続実施となっている。

令和5年度(2023年度)「八王子市立小・中学校における働き方改革推進プラン」の取組状況について

(1)教員の業務の見直しと業務改善の推進

具体的な取組	「具体的な取組」の説明	取組区分	H30～R2の取組	R3・4の取組	取組状況	今後の取組	担当課
①教職員の校内業務の見直し	新たな検討会を立ち上げ、事務職員・用務員を含めた教職員、特に副校長の業務を調査・分析し、それぞれの役割分担について方向性を示していきます。	短期	○副校長補佐の配置 ・令和2年度（2020年度）から、都の補助制度を活用し、副校長業務を補佐する「副校長補佐」の配置を開始した。これにより、副校長の業務負担の軽減を図り、副校長が教員の指導、育成等の本来業務に専念できる環境整備を行った（R2 6校に配置）。	○副校長補佐の配置 ・副校長補佐配置校を段階的に増やし、効果的な配置を行った。 （R3 26校、R4 48校） ○副校長業務の再検討 ・副校長補佐業務検討会を立ち上げ、副校長業務を調査・分析し、「副校長補佐 業務の手引」を作成した。また、手引は学校に配布し、副校長補佐との役割分担の例を示し、制度の更なる活用・業務の見直しを促した。	実施済		教職員課
②学校徴収金の管理体制の確立	文部科学省の通知等において、「基本的には学校以外が担うべき業務」として示された学校徴収金について、私費会計（教材費）事務の手引を見直し、銀行振り込み・口座引き落としによる徴収を基本とするなど、統一的な管理を進めます。	短期	○学校徴収金（教材費等）の管理体制の確立 学校での銀行振り込み、口座引き落としによる徴収について検討した。	○学校徴収金（教材費等）の管理体制の確立 ・各学校における銀行振り込み、口座引き落としによる徴収を実施した。	一部実施済 ・ 継続		教育総務課
			○給食費の徴収の仕組みづくり ・公会計へ向けた情報収集を行った。	○給食費の徴収の仕組みづくり ・継続		○給食費の徴収の仕組みづくり ・公会計導入の可否、業務の詳細を学校教育部全体で検証する。	学校給食課
③研修等受講体制の効率化	・研修や連絡会などの実施時期を調整し、まとまった休暇を取りやすい環境を整えます。 ・研修会場に集まることなく、所属校で研修が受講できる「eラーニング研修」や、複数の研修会場で同時に同じ研修が実施できる「サテライト研修」の導入を進めます。	短期	○研修等受講体制の効率化 ・研修等の実施時期をノーメール・ノー交換の期間を避けて設定し、まとまった休暇を取得しやすい環境を整えた。 ・所属校で研修を受講できる「オンデマンド研修」や、複数の研修会場で同時に同じ研修を受講できる「サテライト研修」を導入した。	○研修受講体制の効率化 ・継続	実施済		教育指導課
④OJTによる業務改善・教員の育成	モデル校を設定し、OJTによる「職員の意識改革」「効果・効率的な仕事の進め方」などの業務改善を進めながら、教員の育成を図っていきます。	短期	○OJTによる業務改善・教員の育成 ・第七中が研究指定校としてOJTによる業務改善・教員の育成に取り組んだ。 ・第七中での取組事例・成果を全市立学校へ周知した。	○OJTによる業務改善・教員の育成 ・市立学校の教員が利用・閲覧できる「八王子市GIGAスクール情報ポータル」を開設し、ICTの利活用による校務負担軽減事例を発信・共有した。	実施済		教育指導課
⑤学校に対する各種調査・統計など照会の効率化・見直し	・本市教育委員会から全校宛でのメールによる照会文書等を集約し、効率的な運用・改善を行います。 ・夏季における一定期間にノーメールデーを実施し、有給休暇等の取得を促進します。	短期	○各種調査・統計など照会の効率化・見直し ・照会の際に期限等を分かりやすいよう表示し、効率的な運用を図った。 ・夏季における一定期間にノーメールデーを実施した。	○各種調査・統計など照会の効率化・見直し ・継続	実施済		教育総務課

具体的な取組	「具体的な取組」の説明	取組区分	H30～R2の取組	R3・4の取組	取組状況	今後の取組	担当課
⑤学校に対する各種調査・統計など照会の効率化・見直し	・本市教育委員会から全校宛でのメールによる照会文書等を集約し、効率的な運用・改善を行います。 ・夏季における一定期間にノーメールデーを実施し、有給休暇等の取得を促進します。	短期	○ノーメール・ノー交換便デー、学校閉庁日の設定 ・平成30年度（2018年度）から、夏季における平日4日間、教育委員会から各学校へメールを送らない「ノーメールデー」を設定。 ・平成31年度（2019年度）から、これにさらに「ノー交換便デー」を追加し、また、各校に「学校閉庁日」の導入を促し、教育委員会から学校への照会事務の集約化及び教職員が有給休暇等を取得しやすい環境整備を推進した。	○ノーメール・ノー交換便デー、学校閉庁日の設定 ・継続	実施済		教職員課
⑥部活動に関するガイドラインの策定	「（仮称）八王子市教育委員会 八王子市立学校に係る運動部活動の方針（案）」を策定し、競技レベルを維持しつつ、活動時間の縮減を図るなど部活動の見直しを図ります。	短期	○「八王子市立学校に係る部活動の方針」の策定 ・令和2年度（2020年度）3月に本方針を策定し、平日は少なくとも1日、休日についても少なくとも1日を休養日とするよう示した。 ・平日は2時間程度、休日は3時間程度の活動時間とし、できるだけ合理的かつ効率的・効果的な活動を行うよう示した。	○「八王子市立学校に係る部活動の方針」の定着 ・継続	実施済		教育指導課
⑦部活動指導員の配置等	・教員の代わりに部活動指導や大会への引率にあたる部活動指導員の配置の拡充を図り、教員の負担軽減を図ります。 ・部活動の運営が困難な学校に対して、外部指導員の配置や「拠点校方式による部活動」及び「合同部活動方式による部活動」といった広域学校部活動を実施し、教員の負担軽減を図ります。	中長期	○部活動指導員の配置 ・H30配置を開始 4校 ・R1 8校に配置 ・R2 12校に配置 ○部活動指導補助員（外部指導員）の配置 ・H30 193人 ・R1 182人 ・R2 166人	○部活動指導員の配置 ・R3 12校に配置 ・R4 12校に配置 ○部活動指導補助員（外部指導員）の配置 ・R3 180人 ・R4 201人	実施済 ・継続	○部活動指導員の配置 ・配置校を拡充していく。 ○部活動指導補助員（外部指導員）の配置 ・継続して配置していく。	学務課
⑧学校が教育活動に専念するための支援体制の充実	学校だけでは対応が困難な場合に「弁護士による法律相談」など、関係機関との連携により、学校を支援し、学校で発生する問題に即して迅速に対処していきます。	中長期	○学校が教育活動に専念するための支援体制の充実 学校で発生する問題に迅速に対処するため、スクールロイヤーによる相談事業を整備・実施した。		実施済 ・継続	○学校が教育活動に専念するための支援体制の充実 ・継続	教育総務課
⑨統合型校務支援システム等のICTの活用推進	・校務負担の軽減を図るために、平成29年（2017年）4月より、全小・中学校で運用を開始した校務支援システムの利活用を推進していきます。 ・全小・中学校に非常勤教員及び学校事務職員用の校務用コンピューターを配備するなど、ICT環境の充実を図っていきます。	中長期	○校務支援システムの導入 ・システム導入により、市内転籍の一括処理化や文書管理の負担軽減などを図った。 ・電子承認を導入することで公印押印の負担や市内転籍・進学時の文書引継の負担を軽減した。		実施済 ・継続	○校務支援システムの活用推進 ・継続	教育指導課

令和5年度(2023年度)「八王子市立小・中学校における働き方改革推進プラン」の取組状況について

(2) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

具体的な取組	「具体的な取組」の説明	取組区分	H30～R2の取組	R3・4の取組	取組状況	今後の取組	担当課
① 出退勤時間の可視化による勤務時間の把握	業務改善を進めていく基礎として、勤務時間の適切な管理は必要不可欠であることから、ICTを活用し、勤務時間を客観的に把握するとともに、適正に管理していきます。	短期	○在校等時間把握の開始 ・令和2年度（2020年度）から、QRコードを用いた入退室管理システムを全校に導入し、教職員の在校等時間の把握を開始した。	○在校等時間把握 ・継続	実施済		教職員課
② 電話対応時間の周知と自動応答電話設置の検討	・学校における電話対応について、対応できる時間を設定し、市民に周知することで勤務時間外電話対応の教員の負担を減らします。 ・自動応答電話の設置については、実態を把握し、その有効性について検討を行います。	短期	○電話対応時間の周知と自動応答電話設置の検討 ・第七中学校において設置検証を行なった。 ・設置に関しては、必要性に応じて各学校予算にて対応した。	○電話対応時間の周知と自動応答電話設置の検討 ・各学校予算において対応した。	実施済		学務課
③ 有給休暇取得促進期間の設定	夏季における一定期間を有給休暇の取得促進期間と定め、連続した休暇を取得しやすい環境を整えていきます。	短期	○ノーメール・ノー交換便デー、学校閉庁日の設定 ・平成30年度（2018年度）から、夏季における平日4日間に教育委員会から各学校へメールを送らない「ノーメールデー」を設定。 ・平成31年度（2019年度）から、「ノー交換便デー」の追加実施をし、各校に「学校閉庁日」の設定を促した。	○ノーメール・ノー交換便デー、学校閉庁日の設定 ・継続	実施済		教職員課
④ 管理職のマネジメントによる学校業務改善	管理職を対象に、学校経営力向上のための研修を実施し、教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等のマネジメント能力を高めていきます。	短期	○学校マネジメント力向上研修の実施 ・全管理職（校長、副校長）対象、各年1回	○学校マネジメント力向上研修の実施 ・継続	実施済		教育指導課
		短期	○長時間労働者へのマネジメントの強化 ・令和2年度（2020年度）から、月の時間外在校等時間が80時間超の教職員を、毎月管理職に提示し、対象者の疲労度チェック受験及び業務分散化等の対応を促した。	○長時間労働者へのマネジメントの強化 ・継続			教職員課
⑤ 教員のタイムマネジメント力向上	教員を対象に、「時間」を意識したタイムマネジメント力向上に関する研修を実施し、各教員の効率的・効果的に業務を遂行する意識を高めることで超過勤務の縮減を図っていきます。	短期	○タイムマネジメント力向上研修の実施 ・QRコードによる在校等時間把握開始の前段として、平成31年度（2019年度）に、小・中学校の全副校長を対象にタイムマネジメント力向上研修を実施した。 ○QRコードによる在校等時間把握の開始 ・令和2年度（2020年度）から、QRコードによる教職員の在校等時間の把握を開始し、長時間労働者のいる学校には、学校長に業務の分散化等のマネジメント強化を促した。	○人的サポートの効果的配置 ・タイムマネジメント力向上研修が副校長の意識啓発には有効であったものの、教職員、特に副校長の業務量は依然多い状況であったため、スクール・サポート・スタッフや副校長補佐等の人的サポートの効果的な配置により、教員が教育活動等の本来業務に注力できる環境整備に努めた。 ○QRコードによる在校等時間把握 ・継続	実施済		教職員課

具体的な取組	「具体的な取組」の説明	取組区分	H30～R2の取組	R3・4の取組	取組状況	今後の取組	担当課
⑥ ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた組織的な対応	全小・中学校において、校長・副校長の「職務上の目標」及び「学校経営計画」に、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組について設定することで、組織的な対応を進めていきます。このことにより子育てや親の介護が必要な時期においても教員が働きやすい環境を整えていきます。	中長期	○ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた組織的な対応 ・平成30年度（2018年度）から、校長・副校長の「職務上の目標と成果」において「教職員の仕事の効率化等ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた取り組み」について目標設定させ、具体的な内容を示させた。また、その達成度に応じた業績評価を行うことで、教員が働きやすい環境の推進を行った。 ・令和4年度（2022年度）は、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた組織的な取組を「学校経営計画」にも規定し、実施した学校が29校あった。 ○ライフ・ワーク・バランス推進月間の実施、定時退勤日、ノー残業デーの推進 ・毎年10・11月に実施。この取組の中で、各学校には、学校単位の「ノー残業デー（毎月最低1日以上）」と、教職員単位の「マイ定時退勤デー」の設定を促し、各学校職場におけるライフ・ワーク・バランスの充実を推進した。		実施済 ・ 継続	○ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた組織的な対応 ・継続 ・令和5年度（2023年度）から、新たに男性職員の育業等取得促進の取組についても校長・副校長の目標として示させる。これにより、教員の働きやすい環境の整備の更なる推進を進めていく。 ○定時退勤日、ノー残業デーの推進 ・継続 ○ライフ・ワーク・バランス推進月間の実施 ・継続	教職員課 教育指導課

令和5年度(2023年度)「八王子市立小・中学校における働き方改革推進プラン」の取組状況について

(3)学校を支える人員・体制の充実

具体的な取組	「具体的な取組」の説明	取組区分	H30～R2の取組	R3・4の取組	取組状況	今後の取組	担当課
① スクール・サポート・スタッフの配置	授業で使用する教材等の印刷や物品等の準備のような補助的業務などを行う「スクール・サポート・スタッフ」を全校に配置し、教員の負担軽減を図ることで、教員が児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる環境を整えていきます。	短期	○スクール・サポート・スタッフ ・H30から全校に配置	○スクール・サポート・スタッフ ・全校に配置	実施済		教職員課
② 地域で学校を支える体制づくり	平成31年度（2019年度）に全校設置される学校運営協議会の役割の一つとして、地域のネットワークを活かした教育活動の充実を図るとともに、地域学校協働活動推進員（学校コーディネーター）と連携し、人材の確保を図っていきます。	中長期	○地域で学校を支える体制づくり ・学校運営協議会の企画立案により、地域学校協働活動推進員（学校コーディネーター）が発掘した地域人材を活用したことで、授業や学校行事支援などの教育活動の充実を図ることができた。これにより、地域のネットワークの活用を促進し、教職員の負担軽減に寄与することができた。	○地域で学校を支える体制づくり ・引き続き、人材活用とともに、令和4年度（2022年度）には地域学校協働活動推進員（学校コーディネーター）ハンドブックを改訂し、周知啓発及び更なる意識の向上を図った。	実施済 ・ 継続	○地域で学校を支える体制づくり ・引き続き、地域人材の確保に努め、教職員の負担軽減に繋がるボランティア活動のさらなる充実を図る。	地域教育推進課

令和5年度(2023年度)「八王子市立小・中学校における働き方改革推進プラン」の取組状況について

(4)安全衛生の推進

具体的な取組	「具体的な取組」の説明	取組区分	H30～R2の取組	R3・4の取組	取組状況	今後の取組	担当課
① 産業医の選任	産業医を選任し、健康診断等を通じて、教職員の健康管理を行うとともに、教職員の勤務実態、学校の衛生状態等の点検を行う体制を整備し、安全衛生の充実につなげます。	短期	○産業医の選任 ・令和2年度（2020年度）から、八王子市立学校及びいずみの森義務教育学校に産業医1名を選任した。 ※労働安全衛生法上、50人以上の事業所には産業医を置かなければならない。 ・産業医は、教職員の勤務実態の把握・健康管理・医師面談等を実施した。 ○学校安全衛生推進会議への助言 ・産業医は、いずみの森義務教育学校の学校安全衛生推進会議に出席をし、安全衛生に関する助言を行った。	○産業医の選任 ・継続 ○学校安全衛生推進会議への助言 ・継続	実施済		教職員課
② 衛生推進者の育成と、教職員の自主的な安全衛生活動の促進	各校で選任している衛生推進者の育成及び活躍を促進する仕組みづくり（ブロック会議）を行うことで、各学校・教職員一人ひとりの安全衛生意識の高揚と、自主的な安全衛生活動を促進します。	中長期	○衛生推進者の選任・育成 ・平成25年度（2013年度）から、各校の衛生推進者の選任を行なっている。資格のない者に対しては衛生推進者の外部研修受講を促し育成を図った。 ○教職員の自主的な安全衛生活動の促進 ・平成29年度（2017年度）から、教職員の安全衛生活動の促進のため、衛生推進者を4つのブロックに分けた「ブロック会議」をモデル的に対面で実施。 ・令和2年度（2020年度）から、ブロック会議をWeb会議（校務支援システム「C4 t h」を活用）に切り替え、書面にて、安全衛生に関する好事例等の情報共有や、各校のライフ・ワーク・バランスの取組状況調査等を行った。		実施済 ・継続	○衛生推進者の選任・育成 ・継続 ○教職員の自主的な安全衛生活動の促進 ・継続	教職員課
③ 支援を要する教職員への相談・支援体制の充実	・ハラスメントに関する相談や苦情に対応している相談員や、ハラスメント苦情処理委員会委員に対し研修等を実施し、個々の事案への支援力の向上を図ります。 ・教職員の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の活用を推奨し、面接指導を勧奨するなど、高ストレス状態にある教職員へ、よりきめ細かい対応を行っています。	中長期	○相談体制の充実 【ハラスメント相談】 ・平成27年度（2015年度）から、ハラスメント相談窓口を設置し、教職員の相談に対応した。相談員は外部研修を受講し、支援力の向上を図った。 【健康相談】 ・平成26年度（2014年度）から、教育委員会に保健師が配置され、教職員の相談に対応した。相談内容により、必要に応じて学校管理職や産業医・学校医と連携して適切な支援を行った。 ○支援体制の充実 【ハラスメント防止研修】 ・平成25年度（2013年度）から、毎年、管理職と衛生推進者等に対してハラスメント防止研修を実施し、職場内でのハラスメント防止意識と知識の啓発を図った。 ・令和3年度（2021年度）からは、ハラスメント防止意識の更なる向上のため、対象を全教職員に拡大した。 【ストレスチェック】 ・平成29年度（2017年度）から、全教職員向けに実施。高ストレス者に該当する教職員には面談希望の有無を調査し、希望者に対して医師及び保健師面談を実施した。		実施済 ・継続	○相談体制の充実 ・継続 ○支援体制の充実 ・継続	教職員課

具体的な取組	「具体的な取組」の説明	取組区分	H30～R2の取組	R3・4の取組	取組状況	今後の取組	担当課
④ 定時退勤日の実施等	各学校の実情に応じた定時退勤日の設定や、ライフ・ワーク・バランス推進月間を設けることにより、個人の意識改革を促し、ライフ・ワーク・バランスの充実に取り組んでいきます。	中長期	○ライフ・ワーク・バランス推進月間の実施 ・平成29年度（2017年度）から、「ライフ・ワーク・バランス推進月間」を毎年10・11月に実施し、学校単位の「ノー残業デー（毎月最低1日以上）」と、教職員単位の「マイ定時退勤デー」の設定を促し、各学校職場におけるライフ・ワーク・バランスの充実に推進した。		実施済 ・ 継続	○ライフワークバランス推進月間の実施 ・継続	教職員課

小中学校のプール授業に関する民間委託の現状と今後の取組について

1 本市の取組

本市では、令和元年度（2019 年度）に「学校プールのあり方検討会」を設置し、市立小・中学校プールの設置・維持管理・水泳指導に関することについて検討している。

令和3年度（2021 年度）からは、公共施設マネジメントや教員の働き方改革、プール設備の老朽化状況などを踏まえ、民間施設だけでなく、公共施設の活用や、複数校によるプール施設の共同利用など、自校外プールでの水泳授業について、様々な実施方法を試行している。

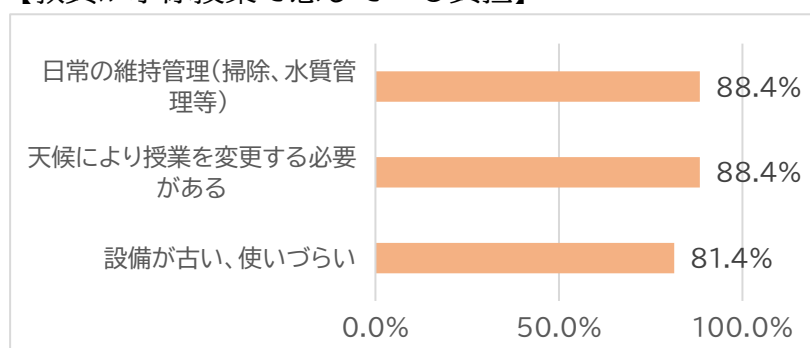
【自校外プールでの試行実施状況】

年度	試行実施校	方法（実施場所）	移動手段	民間指導員配置
令和3年度 （2021 年度）	恩方第二小学校	学校間連携（恩方第一小学校）	バス	なし
	南大沢中学校	学校間連携（南大沢小学校）	徒歩	あり
	第四小学校	公共施設利用（あったかホール）	バス	なし
	陵南中学校	公共施設利用（東浅川保健福祉センター）	徒歩	なし
令和4年度 （2022 年度）	第二小学校	民間施設利用（メガロス八王子）	バス	あり
	東浅川小学校	民間施設利用（スポーツクラブ NAS 高尾）	徒歩	あり
	鹿島小学校	民間施設利用（アクラブ堀之内）	バス	あり
	美山小学校	公共施設利用（あったかホール）	バス	あり
	陵南中学校	公共施設利用（東浅川保健福祉センター）	徒歩	あり
令和5年度 （2023 年度） （実施中）	中野北小学校	公共施設利用（あったかホール）	バス	あり
	式分方小学校	公共施設利用（あったかホール）	バス	あり
	川口小学校	公共施設利用（あったかホール） 学校間連携（上川口小学校・川口中学校）	バス	あり

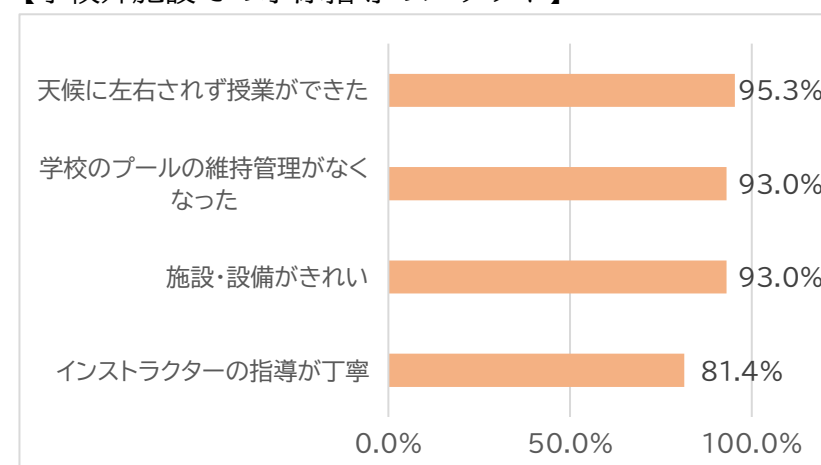
2 教員の働き方改革への効果

自校での水泳授業実施にあたっては、日常の維持管理や、荒天時の再調整などが教員にとって負担となっており、自校外プールを利用した場合、それらの負担軽減に一定程度効果がある。

【教員が水泳授業で感じている負担】



【学校外施設での水泳指導のメリット】



※令和4年度（2022年度）民間施設利用校教員アンケートより（n=43）

3 課題

(1) 実施調整

屋内の民間施設または公共施設で実施する場合、温水プールのため年間通して実施可能だが、施設数に限りがあることや、休館日等施設側の空き時間を活用しなければならないこと、実施を6・7月に希望する学校が多く日程が重複することなど、限られたスケジュールの中での日程調整が困難である。

(2) 送迎用バスの確保

新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、観光バス需要が戻っており、送迎用のバスを安定して確保することが困難である。

4 今後の予定

令和5年度（2023年度）までの試行実施の結果を踏まえ、大規模修繕（プール槽やろ過機の交換等）を要するなど今後の使用について一定の経費が見込まれる場合や、児童・生徒数が一定数以内の小規模校の場合などは、公共施設マネジメントや教員の働き方改革に効果が高い学校について実施を検討する。

学校運営協議会の小中学校それぞれの負担軽減に向けた取組について

1 本市の取組

本市では、全ての市立小学校・中学校・義務教育学校に学校運営協議会が設置されている。各協議会では、地域の実情に合わせた特色ある取組（ボランティアや講演会等）を企画し、地域学校協働本部と一体的に推進している。

取組の中には、学習支援（授業中や放課後等の学習補助を地域ボランティアで実施）や、行事支援（運動会や学芸会、開校記念行事等を地域ボランティアで支援）、学校図書館運営支援（休み時間の図書貸出・返却業務を地域ボランティアで実施）など、教員の負担軽減に繋がる事例もある。

【学校運営協議会による各学校でのボランティア活動状況（令和4年度（2022年度））】

区分	学習 補助	特別 支援	食育 支援	留学生 交流	環境 整備	行事 支援	クラブ 活動	図書 関連	その他	合計
小学校	1,834	39	0	0	248	211	0	0	77	2,409
中学校	1,429	54	0	0	180	99	307	87	15	2,171
義務教育学校	46	0	0	0	2	28	0	19	18	113
小・中学校	90	0	0	0	0	10	0	0	9	109
合計	3,399	93	0	0	430	348	307	106	119	4,802